

**活動日・活動時間**

月曜日 ~ 金曜日

8:30 ~ 15:00

(B型の方は1時間からOK)

お休み 土・日・祝日

8月13日

12月31日 ~ 1月3日

(A型の方は有給休暇あり)

**お仕事(作業)について**

**【A型】**

- 芙蓉会病院の清掃業務
- 芙蓉会病院栄養科作業  
芙蓉会病院の給食の盛付け、食器洗い、清掃作業

**【B型】**

- 清掃作業
  - ①すばる・SUN・そら館内清掃
  - ②住宅型有料老人ホームの清掃業務
- にんにく作業  
にんにく玉割り、皮むき作業
- 軽作業  
業者さんから作業をいただき、期日までに納品します(菓子箱折り、文書封入作業等)

※作業については、皆さんと話し合いながら色々なものに挑戦していきたいと考えております。

**〔就労継続支援 A型〕**

一般就労が難しく、雇用契約に基づき、継続的に就労する事が可能な65歳未満の方。

定員 10名

給料の目安

青森県の最低賃金以上のお給料をお支払致します。(目安として1日5時間×20日で約80,000円になります)

**〔就労継続支援 B型〕**

就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力向上の維持が期待される方。

定員 10名

工賃の目安

個々の作業能力に応じ、工賃をお支払致します。(目安として1日5時間×20日で10,000 ~ 15,000円程度となります。)

**事業所内の様子**

作業場A・B

食堂(休憩室)

シャワールーム完備

快適に作業することができますよ!



**就労継続支援について**

**対象者**

18歳未満の者を除く身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病等対象者

**利用者負担上限額**

障害福祉サービスの自己負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護受給者世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯 <sup>(注1)</sup>	0円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割16万円未満 <sup>(注2)</sup> ) *入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者を除きます <sup>(注3)</sup>	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

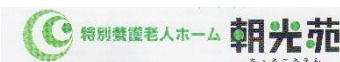
(注1)3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

(注2)収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります

(注3)入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

**社会福祉法人 温和会**

利用者様に寄り添い、生活を支えます



〒030-0132 青森市横内字亀井245-1  
TEL 017-764-5117 FAX 017-764-5118